

住宅リフォームを支援します！

鮭川村では、今年度も引き続き「鮭川村住宅リフォーム総合支援事業」を実施します。村民の皆様の住宅リフォーム等を支援する制度となっておりますのでぜひご活用ください。

受付締切：令和7年10月31日（金）まで

※土日・祝日は除きます。

予算の範囲内で先着順の交付となりますので、お早目にご相談ください。

《補助の要件》

- 補助の要件（寒さ対策断熱化、バリアフリー、克雪化、県産木材使用）に該当する工事を含むリフォーム工事費に対し補助金が交付されます。住宅リフォーム等工事の内容は、点数制により定められております。詳しくは村のホームページをご確認ください。工事内容が補助の要件に該当するか否かについては、農村整備課へお問い合わせください。
- 鮭川村に住んでいる方、住む予定の方
- 県内に本社のある業者と工事契約を結ぶ方
- 村税及び村使用料等に滞納がない方（世帯員全員）
- 他の住宅関連補助制度の交付を受けていない方
- 令和8年2月10日（火）まで完了報告書を提出できる方



【注意】

◆工事は交付決定後から着工可能です。

工事に着手してからの申請は対象となりませんのでご注意ください。

◆補助金は、完了報告書提出後（工事費用支払い後）に交付されます。

◆安全管理が徹底されていない工事（足場のない屋根工事、ヘルメット非着用の高所作業等）と判断された場合には、補助金交付対象外となる場合があります。また、提出書類に不備がある場合（写真の撮り忘れ、領収書の紛失等）にも、交付対象外となる場合がありますのでご注意ください。

（表）

《補助金額等》

建築資材の価格高騰が著しいことから、今年度も下記補助金額に20%（上限5万円）を上乗せした額となります。

○子育て・移住・新婚世帯が行う工事

- ・村内業者と契約を締結した場合は、工事費の1/3（上限30万円）の補助金を交付します。
- ・村外業者と契約を締結した場合は、工事費の1/4（上限15万円）の補助金を交付します。

子育て世帯（平成19年4月2日以降出生した世帯員がいる世帯）
移住世帯（令和2年4月1日以降に県外から村内に移住（転入）した世帯員を含む世帯、または令和6年4月1日以降に世帯員全員が村外から村内に移住（転入）した世帯）
新婚世帯（婚姻した日から5年以内である世帯）
※上記条件のいずれかに該当していることが条件となります。

○子育て・移住・新婚世帯に該当しない世帯が行う工事

- ・村内業者と契約を締結した場合は、工事費の20%（上限24万円）の補助金を交付します。
- ・村外業者と契約を締結した場合は、工事費の10%（上限12万円）の補助金を交付します。

○農業集落排水工事

農業集落排水エリア内において、汲み取り又は単独浄化槽・合併浄化槽設備から農業集落排水施設に接続する工事を新規に行う場合は、20万円を上限とした額を補助します。

○空き家改修工事

移住世帯に該当する方で、かつ鮭川村空き家バンク制度（鮭川村のHPからご覧になれます。）に登録された空き家の改修工事を行う場合は、工事費の2/3（上限140万円）の補助金を交付します。

◆今年度の減災対策工事、耐震改修工事および木造住宅の耐震診断に関する支援事業については、別途お知らせいたします。

◆ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。



問合せ先

担当：農村整備課 管理係

電話：0233-55-2111（内274）